

豊中市学校医等研修事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立小学校、豊中市立中学校、豊中市立義務教育学校及び豊中市立幼保連携型認定こども園（以下「豊中市立学校園」という。）の児童、生徒及び園児の保健振興及び保健管理の充実徹底を図るため、豊中市医師会、豊中市学校歯科医会及び豊中市薬剤師会（以下「医師会等」という。）に対して交付する豊中市学校医等研修補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 医師会等が実施する事業のうち、補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、豊中市立学校園の児童、生徒及び園児の保健振興、保健管理の充実を図るために医師会等が会員である学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対して行う研修等とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申込み)

第4条 医師会等は、次に掲げる書類を添えて、豊中市学校医等研修事業等補助金交付申込書（様式第1号）を、教育長が定める期日までに、教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略する事ができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件を付することができる。

- (1) 補助対象事業の遂行に関し、検査を行うことがあること。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 教育長は、補助金の交付決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を当該申込者に対し豊中市学校医等研修事業等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付決定をしたときはその内容及び理由を当該申込者に対し豊中市学校医等研修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（申込みの取下げ）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた医師会等は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の変更等）

第9条 教育長は、補助金の交付決定を行った場合において、補助金の交付決定後に生じた事情の変化により、医師会等が補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行することができないときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、第3条の規定による補助金の額を概算払により行うものとする。

2 医師会等は、所定の請求書を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 医師会等は、当該補助対象事業が完了したときは、30日以内に豊中市学校医等研修事業等補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

（1）事業実績書

（2）収支決算書

（3）その他教育長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 教育長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、医師会等にそれぞれ通知するものとする。

2 教育長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

（医師会等への指示等）

第13条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、医師会等に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

きる。

(決定の取消し)

第14条 教育長は、医師会等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく教育長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

(補助金の返還)

第15条 教育長は、補助金の交付決定の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をした場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求することができる。

(施行細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から実施し、平成15年度分の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から実施し、平成23年度分の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

豊中市学校医等研修事業等補助金交付申込書

年 月 日

豊中市教育長 様

申込者住所

名 称

代表者氏名

年度における豊中市学校医等研修事業等補助金を次のとおり受けた
いので、豊中市学校医等研修事業等補助金交付要綱第 4 条の規定により申し込み
ます。

補助申込額	円
-------	---

添付書類

- 1. 事業計画書
- 2. 収支予算書
- 3. その他参考になる書類

豊中市学校医等研修事業等補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市教育長

年 月 日付で申込みのありました豊中市学校医等研修事業等補助金に係る補助金を次の通り交付することに決定しましたので、豊中市学校医等研修事業等補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

交付の条件

- （1）補助対象事業の遂行に関し、検査を行うことがあること。
- （2）補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておくこと。
- （3）補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- （4）補助対象事業を中止又は廃止する場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- （5）その他教育長が必要と認める事項。

豊中市学校医等研修事業等補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市教育長

年 月 日付で申込みのありました豊中市学校医等研修事業等補助金に係る補助金は、下記の理由により不交付と決定しましたので、豊中市学校医等研修事業等補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

様式第 4 号（第 11 条関係）

豊中市学校医等研修事業等補助金実績報告書

年 月 日

豊中市教育長 様

申込者住所

名 称

代表者氏名

年 月 日付で申し込み交付決定された補助事業等に係る実績を
豊中市学校医等補助金交付要綱第 11 条の規定により，次の通り報告します。

補助金の交付決定額	
補助金の精算額	
補助対象事業の着手期日	
補助対象事業の完了期日	
補助金の使用方法	

添付書類

1. 事業実績書
2. 収支決算書
3. その他教育長が必要と認める書類